

投稿規程

1. 本雑誌は公益社団法人日本小児歯科学会が発行する機関誌（略誌名：小児歯誌）であり、年5回発行し、うち2回は本学会大会抄録および地方会大会抄録の特集（増刊号）とする。
2. 本雑誌の投稿は、共著者を含め、すべて本学会会員に限る。但し、編集委員会がとくに認めたものは、この限りではない。また、論文は他誌に未発表のものに限る。
3. 本雑誌の内容は、原著、症例報告、総説、特集、本学会大会抄録および地方会大会抄録ならびにその他を掲載する。
4. 総説および特集は、本学会大会宿題報告、学術論文賞受賞論文の解説論文および編集委員会の依頼によるものとする。
5. ヒトおよび人体材料を用いた研究（疫学研究および症例報告を含む）の場合は文部科学省・厚生労働省の「疫学研究に関する倫理指針」あるいは「臨床研究に関する倫理指針」に基づいた研究であることを論文中に明記するとともに、研究倫理に関するチェック項目を満たすものとする。
6. 動物実験による研究については、著者の所属する研究機関が定めた「動物実験指針」に基づいて実施された旨を明記しなければならない。
7. 投稿に際し、共著者を含めた全著者の当該論文に関する利益相反に関する事項について、開示しなければならない。開示内容は、掲載論文の末尾に記載し公表する。利益相反開示事項がない場合は、末尾に「本論文に関する著者の利益相反：なし」等の文言を記載する。
8. 原稿の書き方は下記の要領による。
 - 1) A4サイズに横書12ポイントで印字する。原稿は、漢字まじり平仮名、カタカナ、常用漢字、口語体、新仮名遣いを用いる。あわせて頁番号、行番号（頁ごとにより直し）も設定する。原則として、A4サイズ400字詰めで12,000字以内、図表9枚以内とする。ただし本学会の委員会報告に関しては、図表の枚数に制限はかけないものとする。
 - 2) 原稿の表紙には次の順序に従って各項を記載し、本文は2枚目から書く。和文の表題（50字以内）キーワード（3～5語）、著者名、所属機関名および主任または指導者名、所属機関の所在地、ランニングタイトル（欄外タイトル、筆頭著者名を含め25字以内）とする。必要別刷数を朱書する。
 - 3) 原著、臨床報告、総説には和文要旨（600字以内）および英文抄録（450語以内）とその和訳をつける。英文抄録は、表題（25語以内）、Key words（3～5語）、著者名、所属機関名および主任または指導者名の順に記載する。
 - 4) 2ページ以後には和文要旨、日本語のキーワードに続いて、緒言、材料と方法（研究方法）、結果（成績）、考察、結論、文献を順に記載する。
 - 5) 文献は引用順に並べて一連番号をつけ、本文末尾にまとめる。本文引用箇所には肩番号をつける。また、同一箇所複数引用した場合には年代順に並べる。同時に多数の文献を引用する場合、
 - ……多数の報告がある^{2,3,7,24,26}。
 - ……の報告がある^{1~10}。
 文献は下記の例に従って記載する。
 - a) 雑誌の場合
 - 著者名（共著者名を原則としてすべて記載する。但し、6名を超えた場合は、それ以上の著者名を“ほか”とすることも可能）：論文表題、雑誌名、巻：最初と最後の頁（通巻頁とする）、年号（西暦）の順に記載する。
 - 但し、通巻頁のない雑誌については号数の記載を必要とする。
 - なお雑誌名は和文誌については「医学中央雑誌・収載誌目録」
(<https://www.jamas.or.jp/shusaishi/search/>)
 - 英文誌については“PubMed”
(<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/journals?itool=sidebar>)に準拠する。
 - 収載されていない雑誌については当該誌が標榜する略誌名を使用する。
 - 例：
 - 1) 福山達郎, 薬師寺 仁：上顎乳犬歯、犬歯の排列位置の変化に関する累年の研究—乳歯列完成期から永久歯列安定期まで—, 小児歯誌, 39: 614-636, 2001.
 - 2) Kimura M, Dai W, Nishida I, Maki K : Effects of physical exercise on rat jaw bones at growth stage : 2nd report on histopathological study, Ped Dent J,10: 41-47, 2000.
 - b) 単行本の場合
 - 著者名：書名、発行所、発行地、発行年（西暦）、引用頁、の順に記載する。
 - 例：
 - 1) 厚生省健康政策局歯科衛生課：歯科保健指導関係資料、口腔保健協会、東京、1992, pp.244-245.
 - 2) Proffit WR : Contemporary Orthodontics, C.V. Mosby Co., St. Louis, 1986, pp.47-49.
 - c) 分担執筆の単行本の場合
 - 分担執筆者名：分担執筆の表題、編者名、書名、発行所、発行地、発行年（西暦）、引用頁、の順に記載する。

例：

- 1) 赤坂守人：齲蝕予防の指導，長坂信夫編，臨床小児歯科学，南山堂，東京，1990，pp.2-29.
- 2) Wei SHY: Mechanical and Chemical Plaque Control, Edited by Wei SHY, Pediatric dentistry: total dental care, Lea & Febiger, Philadelphia, 1988, pp. 23-42.

d) 抄録を引用する場合
末尾に(抄)と入れる。

例：

- 1) 城山 博，下岡正八：トークアイによる術者の視覚分析——診療室中央通路を初診用ユニットまで歩行した際の眼球運動——，小児歯誌，33: 331, 1995 (抄).

e) Webサイトを引用する場合

著者名：Web ページのタイトル，〈URL〉(アクセス日)

例：

- 1) 厚生労働省：臨床研究に関する倫理指針，
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf>
(2009.02.25. アクセス)

6) 度量衡の単位

度量衡の単位は国際単位系 (SI) を原則とする。

7) 表および図 (写真)

- a) 表および図 (写真) は本文とは別にまとめ，その挿入箇所を本文中の右欄外に朱書する。
- b) 大きさは A4 判とする。
- c) 図表および写真の縮尺を指定する。図表のトレースを必要とする場合は，図表の右上に朱書する。
- d) 写真はカラーか白黒かを明記する。
- e) 図表および写真の説明は和文とする。

9. 論文の送付

- 1) 原稿は学会ホームページ (「歯科医療関係者向けページ」→「学会雑誌について」→「小児歯科学雑誌 (和文誌)」) に設置の投稿フォーム (<http://oha1.heteml.net/jspd/form-pub/>) から送付する。
- 2) 本文，図表は PDF 方式で保存したものを添付する。
- 3) 誓約書は共著者を含めた全員分の署名ならびに捺印を記載したものを PDF 形式で保存し添付する。

10. 論文の受付および採否

- 1) 投稿規程にそわない原稿は受け付けない場合がある。
- 2) 原稿は 3 名以上の査読者により査読を受けた後，編集委員会でその内容を検討し，採否を決定する。

11. 著者校正

著者による校正は 2 回とし，原稿の大幅な改訂に伴う費用は著者負担とする。

12. 掲載費および英文校閲費の著者負担額

- 1) 原著および臨床報告の図表および写真などは実費を徴収する。
- 2) 総説および特集の掲載料は無料とし，別刷 50 部を贈呈する。
- 3) 別刷は 50 部を単位として受付け，これにかかわる作製および発送費用は著者負担とする。
- 4) 英文校閲に関わる費用は著者負担とする。
- 5) J-stage 登載費は依頼原稿を除き，実費を徴収する。

13. 証明書などの発行

- 1) 原稿が編集委員会に到着した日付をもって原稿受付日とする。
- 2) 編集委員会において論文の採用が決定された後に，掲載する巻号を記載した論文掲載証明書を発行する。

14. 掲載論文の著作権

本雑誌に掲載された論文の著作権 (著作財産権，公衆送信権) は，本学会ならびに著者に帰属する。著作権使用の申請は編集委員会宛に転載許諾申請書で行い，編集委員会が審議して諾否を決定する。

15. 複写権の行使

著者は当該著作物の複写権の行使を公益社団法人日本小児歯科学会に委任するものとする。

16. 規程の改正

この規程にない事項は別に編集委員会で決定する。また，規程の改正は編集委員会で行うことができる。付則：本規程は平成 8 年 3 月 25 日からこれを適用する。

投稿論文問い合わせ先：(一財) 口腔保健協会内
公益社団法人 日本小児歯科学会 (和文誌) 編集事務局
(〒 170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9)

E-mail : hensyu8@kokuhoken.or.jp

平成 8 年 3 月 25 日制定

平成 8 年 3 月 25 日一部改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 7 月 12 日一部改正

平成 21 年 5 月 14 日一部改正

平成 21 年 9 月 25 日一部改訂

平成 26 年 9 月 7 日一部改訂

平成 29 年 2 月 3 日一部改訂

令和 2 年 2 月 25 日一部改訂

令和 5 年 3 月 5 日一部改訂